

相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。

相 談	日 時	場所／問合先
○弁護士相談（事前に要予約）	第2・第4金曜日 10：00～12：00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
	奇数月第3木曜日 10：00～12：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
	偶数月第3火曜日 10：00～12：00	藤岡公民館／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○総合相談 （行政・人権・家庭児童・青少年）	第2・第4金曜日 10：00～12：00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
○合同相談 （心配・困りごと・人権・行政）	第4火曜日 9：30～11：30	老人憩いの家／都賀総合支所市民生活課 ☎29-1102
○市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日 8：30～17：15	本庁舎市民相談室／本庁市民生活課 ☎21-2144
○消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	市民会館／消費生活センター ☎23-8899
○年金相談	第4土曜日 10：00～12：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○外国人相談	第3土曜日 20：00～22：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○行政相談	第2・第3火曜日 9：30～11：30	ふるさとふれあい館／大平総合支所市民生活課 ☎43-9211
	第2火曜日 10：00～12：00	藤岡福祉センター／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○人権相談	月～金曜日 8：30～17：15	第四地区コミュニティセンター／本庁人権推進課 ☎24-2444
	1月12日(水) 10：00～12：00	部屋地区公民館／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月～金曜日 9：00～17：00	市民会館／青少年センター ☎24-0667 FAX23-6566
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9：00～17：00	市民会館／青少年センター ☎24-0667 FAX23-6566
○女性のチャレンジ電話相談 （就職・再就職の相談）	火～土曜日 9：00～16：00	パルティとちぎ男女共同参画センター ☎028-665-7712
○家庭児童相談 （0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9：00～16：00	福祉庁舎／家庭児童相談室 ☎21-2514
○ドメスティック・バイオレンス相談 （配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9：00～16：00	福祉庁舎／福祉サービス課 ☎21-2513

栃木市の人口

人 口 142,507人 (-27)
男 70,241人 (-18)
女 72,266人 (-9)
世帯数 51,373世帯 (+62)

外国人登録者を含む
10月末現在（ ）内前月比

VICTIM

出会い系サイトトラブル

インターネットや携帯電話を利用しての出会い系サイトトラブルが多発しています。出会い系サイトの多くは、ポイント制になっていて、ポイントを消化すると、お金がかかります。メールや画像を送受信するたびにポイントが発生し、ポイント購入の手段はクレジットカードが多く、決済方法は複雑です。

◇ さくらによる被害

「あなたに会いたい」「会ってくれれば援助してあげる」などの言葉を信じ、メールのやりとりをして膨大なポイントを消化し、多額のクレジットカードの請求を受ける場合があります。

ポイントを購入しなければメール交換ができないサイトには、かかわりを持たないことです。

消費生活全般に関する相談は、消費生活センター（市民会館3階／☎(23)8899）へ。

◇開設時間 月～金曜日 9時～16時

多重債務（借金）でお困りの方

消費生活センターへご相談ください。解決方法のアドバイスを行い、債務整理が必要な場合は、弁護士や司法書士など法律専門家を紹介します。